|  |
| --- |
| ●各種助成金制度　　～市民活動・コミュニティ～　① |
| 助成制度名称 | きらめき活動助成事業（自立支援プログラム）1. 自立サポート助成金　※活動分野は問わない
 |
| 助成実施主体 | 公益財団法人　山口きらめき財団 （y-kirameki.or.jp/）山口市水の上町1番７号　水の上庁舎2階TEL：083-929-3600FAX：083-924-9096 |
| 助成対象団体 | 公益的な活動を行うことを主たる目的とする団体で次の要件を満たすもの。・山口県内に事務所を置くこと。・ＮＰＯ法人、法人格のないボランティア団体やコミュニティ団体であること。・組織の運営に関する規則（会則）があること。・宗教活動・政治活動・営利活動を目的としないこと。・個人または営利法人でないこと。・同窓会、趣味のサークルでないこと。※上記の団体であっても、いわゆる「公共的団体」が団体本来の目的を達成するために行う事業は該当しない。（例）自治会、協同組合、商工会議所・商工会、社会福祉協議会、婦人会、青年会議所など |
| 助成対象事業 | 地域や社会をより良くするために県民の皆さんが自主的・主体的に取り組む公益的な活動。1. 自立サポート助成金

地域づくり、子育て支援、防災、環境、医療・福祉、男女共同参画、文化等幅広い分野で、住民が主体で、広く地域と一体となって行う活動への助成（例）・地域の魅力づくりや情報の発信・リーダーや後継者の育成・内容を拡大した新たな交流イベント・講習会の開催・コミュニティづくり・・・等【助成対象外】・国、県、市町及びこれらの外郭団体のいずれかから補助金等が交付されている事業。・実質的に市町又は外郭団体が実施主体である事業。・学校が教育活動の一環として行う事業。・特定の個人や団体に利益が供される事業（稽古事、発表会等）・団体の運営のために行われる事業【審査の際、評価されないか評価が低くなる事業】・定期公演等継続的に行っている事業（例外あり）・行政機関等に事務局を置き、その機関の職員が主に事務を行っている団体の事業ほか |
| 助成金額 | 助成限度額は１０万円以内。助成率は、助成対象経費の3分の2以内。助成件数は２５団体程度。 |
| 募集期間 | 基本的には毎年3月３1日までに、交付申請書を理事長へ提出。（変更の場合もありえるので、助成募集案内で確認のこと） |
| 備　考 | ※２７年度の募集内容で記載審査・・・４月下旬～５月中旬（審査委員会による書類審査）交付決定・・・５月下旬（交付決定を申請団体へ通知・結果公表）助成金交付式・・・６月上旬（予定）事業の実施、完了、実績報告書の提出・・・事業完了後３０日以内または３月３１日まで額の確定・・・実績報告書の審査、助成金の額の確定・通知※過去５年間に山口きらめき財団から３回助成を受けた団体は申請できない。 |